

# 八戸市広告パートナー制度実施要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、市が実施する有料広告掲載事業について、安定的な広告主の確保及び市における広告募集事務の軽減を図るため、市の広告媒体に広告掲載を希望する事業者等をあらかじめ登録する「八戸市広告パートナー制度」の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、「広告パートナー」とは、第5条の規定により市長の登録を受けた事業者等をいう。

## (広告パートナーに対する掲載広告の先行募集)

第3条 市が直接広告を公募する場合においては、市長は、広告パートナーに対し、他の事業者等に対する掲載広告の募集を開始する前に、掲載広告の募集を行うことができるものとする。

この場合において、広告パートナーからの応募数が当該広告掲載枠数に不足するときは、その不足した広告掲載枠数をもって他の事業者等に対する募集を行うものとする。

2 前項の場合において、広告パートナーからの応募数が当該広告掲載枠数を超えたときは、原則として抽選により掲載広告を決定する。

3 広告取扱業者に広告のあっせんをさせる場合においては、市長は、広告取扱業者から広告パートナーの紹介を求められた場合を除き、広告パートナーに対し掲載広告の募集に関する情報の提供のみを行い、他の事業者等に先行する掲載広告の募集は行わないものとする。

## (広告パートナーの資格)

第4条 広告パートナーの登録を受けることができる者は、次の要件を満たすものとする。

(1) 八戸市内に事務所（支社・支店・出張所等を含む）を有する事業者等

(2) 次のいずれにも該当しない事業者等

ア 法令等に違反し、又は違反するおそれのある事業を行う者

イ 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は反するおそれのある事業を行う者

ウ 八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱（平成24年9月25日実施）第2条第3号の規定に該当する者

エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者

オ 市に納付すべき市民税、固定資産税、軽自動車税又は国民健康保険税を現に滞納している者

カ その他広告パートナーとして適当でないと市長が認める者

## (広告パートナーの登録等)

第5条 広告パートナーの登録を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければ

ならない。

(1) 八戸市広告パートナー制度登録(変更)申請書(別記第1号様式)

(2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請があったときは、市長は、第4条各号に掲げる要件に適合するかを審査し、適格と認めた事業者等を広告パートナーとして登録する。

3 市長は、前項の規定による登録を完了した広告パートナーに対して、八戸市広告パートナー制度登録確認書(別記第2号様式)を交付する。

4 第1項及び第2項の規定は、登録内容の変更について準用する。

(登録の有効期間)

第6条 前条の登録の有効期間は、八戸市広告パートナー制度登録確認書を交付したときから2年を超えない範囲内で、別に定める期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合における前条の登録の有効期間は、2年に当該交付した日から当該交付した日の属する年度の末日までの期間を加えた期間とする。

(広告パートナーの解除)

第7条 市長は、広告パートナーが次の各号のいずれかに該当するときは、広告パートナーとしての登録を解除できるものとする。

(1) 広告パートナーが、八戸市広告パートナー制度登録解除届(別記第3号様式)を市長に提出したとき。

(2) 広告パートナーが、第4条に規定する要件を満たさなくなったとき、又は虚偽の申請、報告等により登録を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により登録を解除したときは、当該広告パートナーに対して八戸市広告パートナー制度登録解除通知書(別記第4号様式)を交付するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、広告パートナー制度に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年2月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

別記

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

（あて先）八戸市長

住 所  
申請者 商号又は名称  
代表者氏名 印

### 八戸市広告パートナー制度登録（変更）申請書

八戸市広告パートナー制度実施要綱第5条の規定に基づき、下記の事項の申立て及び同意をした上で、広告パートナーへの登録（登録内容の変更）を申請します。

|       |  |  |        |       |
|-------|--|--|--------|-------|
| 事業者概要 | 事業内容（主なものから順に列挙）                       |  |        |       |
|       | 市内にある事務所の所在地、名称、代表者の職・氏名（申請者が市外の場合に記入） |  |        |       |
| 申請担当者 | フリガナ                                   |  | 電話番号   |       |
|       | 氏 名                                    |  | FAX 番号 |       |
|       | Eメールアドレス                               |  | ホームページ | 有 ・ 無 |

※広告募集情報は基本的にEメールでお知らせします。メールアドレスがない場合はFAXとなります。

※新規登録の場合、事業内容等の概略をまとめたパンフレット等の資料がありましたら御提供ください。

#### 記

- 私は、八戸市広告パートナー制度実施要綱第4条(1)及び(2)アからオの要件を満たすことを申し立てます。
- 次の事項に同意します。
  - 次の税目について現に滞納がない旨証明するため、市が私の納税状況を確認すること。  
市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税
  - 八戸市広告パートナー制度実施要綱第4条(2)ウに該当しないことを確認するため、市から役員名簿等（下請契約（一次下請以降の全ての下請契約を含む。）又は再受託契約（再受託契約以降の全ての受託契約を含む。）の契約先を含む。）の提出を求められたときは、速やかに提出すること。
  - 本申立ての内容及び役員名簿等の正当性を確認するため、市が青森県警察八戸警察署長へ照会すること。
  - 八戸市広告パートナー制度実施要綱第4条(2)ウに該当した場合において、八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱（平成24年9月25日実施）第4条の規定に基づき、公表されること。

第2号様式（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

八戸市長 印

### 八戸市広告パートナー制度登録確認書

八戸市広告パートナー制度実施要綱第5条第3項の規定に基づき、広告パートナーとして登録したので、お知らせします。

なお、登録期間は、平成 年 月 日までとします。

-----  
第3号様式（第7条関係）

年 月 日

（あて先）八戸市長

### 八戸市広告パートナー制度登録解除届

八戸市広告パートナー制度実施要綱第7条第1項第1号の規定に基づき、広告パートナーの登録を解除したいので届け出ます。

住 所  
届出者 商号又は名称  
代表者氏名

印

第4号様式（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

八戸市長 印

### 八戸市広告パートナー制度登録解除通知書

八戸市広告パートナー制度実施要綱第7条第1項の規定に基づき、広告パートナーの登録を解除したので、お知らせします。